別記第１７号様式

この報告書により、農地所有適格法人の**４つの要件**を満たしているか確認します。

農地所有適格法人報告書

法人の事業年度を記入してください。

自　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

至　○○〇〇年〇〇月〇〇日

帯広市農業委員会

会長　〇〇　〇〇　様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

主たる事務所

の所在地　　　帯広市〇〇町〇〇番地

農事組合法人用記入例

　　　　　　　　　　　法人の名称　　農事組合法人　　〇〇〇

代表者の氏名　　帯広　太郎

　法人電話番号　　0155-24-4111

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の住所　　帯広市西５条南８丁目１番地

電話番号　　0155-65-4224　　　fax　 0122-65-4224

　次のとおり農地法第６条第１項の規定に基づき報告します。

**要件１　法人形態要件**

➀から➄に当てはまるか確認します。

➀株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限る ➂合資会社➃合同会社 ➄農事組合法人

記

１　法人の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人の名称及び代表者の氏名 | 農業組合法人　〇〇〇 | |
| 主たる事務所の所在地 | 帯広市〇〇町〇〇番地 | |
|  | 田 | － |
| 畑 | 20ha |
| 採草放牧地 | －  どちらかに〇印、有りの場合は町村名を記入 |
| 法人形態 | 農業組合法人 | |
| 帯広市以外の経営農地 | 有（　芽室町　）　・　無 | |

２　農地法第２条第３項第１号関係

**要件２　事業要件**

農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半（半分を超える）か確認します。

　(1) 事業の種類

売上の５０％以上占めるものを記載し、無い場合は多いほうから３つ記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農　　　業 | | 左記農業に該当しない事業の内容 |
| 生産する農畜産物 | 関連事業等の内容 |
| 小麦、馬鈴薯、甜菜 | 農畜産物の製造・加工・販売 | 農業以外の事業が無いときは記入不要 |

(2) 売上高

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 農　　　業 | 左記農業に該当しない事業 |
| ３年前(実績) | 28,765,432円 | 昨年の報告書と同額  今回の決算額  これからの１年間の見込み |
| ２年前(実績) | 29,876,543円 |  |
| １年前(実績) | 30,234,567円 |  |
| 申請日の属する年　(実績又は見込み) | 30,000,000円 |  |

３　農地法第２条第３項第２号関係

　　構成員すべての状況

1. 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 議決権の数 | 構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 | | | | |
| 農地等の提供面積  (㎡) | | 農業への年間従事日数 | | 農作業委託の内容 |
| 権利の種類 | 面積 | 直近実績 | 見込み |
| 帯広　太郎 |  | 賃借権 | 158,000 | 150 | 150 |  |
| 帯広　花子 |  |  |  | 150 | 150 |  |
| 役所　次郎 | **要件３　議決権要件**  ➀～➅に当てはまる構成員が議決権の過半(半分を超える)が確認します。  ➀法人に農地を提供した個人  ➁法人に農業常時従事者  ➂法人に基幹的な農作業を委託した個人  ➃中間管理機構又は農協を通して法人に農地を貸し付けている個人  ➄農地中間管理機構、農協など  ➅農業法人投資育成事業を行う承認会社（投資円滑化法第10条） |  |  | 60 | 50 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 議決権の数の合計  　農業関係者の議決権の割合 | ３ |  |
| 100％ |

　その法人の農業に必要な年間総労働日数：　　360　　日

(2) 農業関係者以外の者（（１）以外の者）

**注意**

農事組合法人の場合、農業協同組合法

によって事業内容、組合員（構成員）

の資格等が定められています。農地法の要件の他に、農業協同組合法の要件も満たす必要がります。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 | 議決権の数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 議決権の数の合計  　関連事業者の議決権の割合 |  |  |
|  |

（留意事項）

　　構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定

する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であること

を証する書面」及び「その構成員の株式名簿の写し」を添付してください。

　　　また、「議決権」については、持分会社の場合は、「社員」、農事組合法人の場合は、「組合員」と

読み替えて使用してください。

４　農地法第２条第３項第３号及び第４号関係

農業従事日数の内、農作業従事日数60日以上が1人以上　(例)３人の内１人が60日以上従事

農業全般の従事日数150日以上の理事が半数より多い　(例)３人の理事→２人が150日以上従事

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員のすべての農業への従事状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農事組合法人の場合は  「理事」と記入  氏　　名 | 住　　所 | 役　職 |  | | | |
| 農業への年間従事日数 | | 必要な農作業への年間従事日数 | |
| 直近実績 | 見込み |
| 直近実績 | 見込み |
| **要件４　役員条件**  ➀～➁の両方に当てはまるか確認します。  ➀理事の過半（半分より多く）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。  ➁役員又は重要な使用人のうち１人以上が原則60日以上農作業に従事すること。 |  | 理事 | 180 | 180 | 50 | 50 |
|  |  | 理事 | 150 | 150 | 150 | 150 |
|  |  | 理事 | 100 | 100 | 30 | 30 |

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名  年間60日以上農作業に従事している役員がいない場合、法人の行う農業  (関連事業を含む)に関する権限や責任のある使用人がいる場合には記入してください。（例）農場長、農業部門の部長 | 住　　所 | 役　職 |  | | | |
| 農業への年間従事日数 | | 必要な農作業への年間従事日数 | |
| 直近実績 | 見込み |
| 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（２）については、（１）の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）で

あって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則60日）以上従事する者

がいない場合のみ記載してください。

　また、記載された使用人が確実に法人で雇用されているかどうかが確認できる書類を添付してくだ

さい。　（例：雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書（任意様式）など）

（記載要領）

　１　「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓

　　等を含みます。

1. その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

　ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

　 イ　農畜産物若しくは林産物を交換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱に　供給

ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

　エ　農業生産に必要な資材の製造

　オ　農作業の受託

　カ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を

宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

　　キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設　　　備による電気の供給

1. 農業と併せて行う林業
2. 農業組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する農業

２　「２（1）事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益

の50％を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も

50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。

　３　「２（2）売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高

　　の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載し

てください。

　４　「３（1）農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律

　　第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の

氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

　　　複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記

　　載してください。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】

（農地法施行規則第５８条関係）

1. 定款の写し

　　　　　以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更していない場合は省略

1. 農業組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は、株主名簿の写し

※持分会社の場合は、定款で確認できることから、添付不要

1. 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを

証する書面とその承認会社の㈱主名簿の写し

1. 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していること

を証する書面（雇用契約書の写し・法人代表による証明書など）

1. その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類

**「農地所有適格法人」に係る農地法抜粋**

〇農地法第２条第３項（定義）

『この法律で「農地所有適格法人」とは、農業組合法人、株式会社(公開会社でないもの）又は持分

会社で**要件１**から**要件４**までをすべて満たしているものをいう。』

〇農地法第６条（農地所有適格法人の報告等）

　農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。

〇農地法施行規則第５８条（農地所有適格法人の報告）

　法第6条第一項の規定による報告は、毎年事業年度の終了後三月以内に、当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有してる農地又は採草放牧地の所有地

　を管轄する農業委員会に提出していなければならない。

〇農地法施行規則第８条（農作業に従事する日数）

　農地法第２条第３項の**要件４**の➁について、60日以上としている。

〇農地法施行規則第９条（常時従事者の判定基準）

　農地法第２条第３項の**要件４**の➀について、150日以上としている。

〇農地法第６８条

　法第６条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告した者は、三十万円以下の過料に

　処する。